



## 住所地外における新型コロナワクチン接種について

新型コロナワクチンの接種は、原則として住民票所在地の市町村で行います。  
次のようなやむを得ない事情があり、実際に東根市に居住している場合は、東根市で接種を受けることができます。

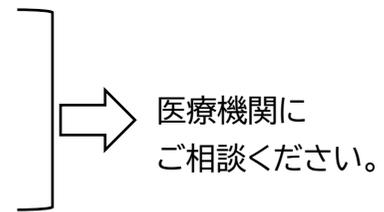
やむを得ない事情とは

《申請が必要な人》

- \* 住民票所在地は他市町村にあるが、東根市に居住している人で、次に当てはまる人
  - ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
  - ・ 単身赴任者
  - ・ 遠隔地へ下宿している学生
  - ・ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者

《申請が不要な人》

- \* 入院・入所中の東根市内の医療機関や施設で接種を受ける人
- \* 基礎疾患の治療を行っている東根市内の医療機関で接種を受ける人
- \* 副反応のリスクが高い等のため、体制の整った東根市内の医療機関で接種を受ける人
- \* 災害による被害にあった人
- \* 国または都道府県等が設置する「大規模接種会場」で接種を受ける人
- \* 職域接種を受ける人



など